

◎新潟県告示第1197号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり変更した。

平成27年9月4日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 変更した指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 変更の年月日
平成27年8月12日
- 3 変更した指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○変更前（昭和49年10月24日指定） 北魚沼郡小出町大字四日町字中田 277番地1の内、277番地3の内、 277番地6の内	4.50	34.20
北魚沼郡小出町大字四日町字中田 277番地1の内	転回広場	5.00
○変更後 魚沼市四日町字中田277番地20の 内、277番地6の内、277番地22の 内	4.50	34.20